

「自動車の用途等の区分について(依命通達)」の細部取扱いについて(平成13年4月6日付け国自技第50号)の一部改正について

平成31年4月
整備課

〈改正の概要〉

1. 教習車の構造要件について

平成31年3月29日に、警察庁交通局運転免許課から、自動車教習所等で使用する教習車に係る取扱いについて、従来の通達の有効期間満了に伴い、内容に所要の見直しを行い、各都道府県警察等の警察関係者へ新たに通達した旨の連絡を受けた。

運輸支局等における自動車検査の際は、本通達の定めるところにより「指定自動車教習所路上教習用自動車証明書」又は「指定外自動車教習所路上教習用自動車証明書」を確認書面としていたところだが、今般、警察庁から、教習用自動車の対象自動車に発行する証明書の名称を変更することが示されたため、運輸支局等における自動車検査の際に確認する書面を、「指定自動車教習所路上教習用自動車証明書」又は「届出自動車教習所路上教習用自動車証明書」とすることとした。

2. 検査測定車の構造要件について

昨今、自動車走行騒音に及ぼす路面の影響を評価することを目的とした、測定用の被牽引自動車を、日本の道路で走行させることについて相談があった。

当該被牽引自動車は、欧州等においては運行実績があるものの、今回、はじめて日本に輸入される自動車であるため、本通達では当てはまる要件が存在せず、形状の判断が難しい状況にある。

自動車や道路の調査研究を行うことを目的とする公益性を有する機関が、当該目的のために使用することが明らかな車両を、本通達で定める検査測定車として取扱うことは適切であると考えられることから、国、地方自治体又は調査研究を行うことを目的として設立した一般社団法人若しくは一般財団法人が、観測、計測又は実験等を行うために使用する被牽引自動車であって、構造上の要件を満足しているものは「検査測定フルトレラ」等として扱うことが可能となるよう、検査測定車の構造要件を見直す改正を行うこととした。

〈改正スケジュール〉

本改正規定は、公布の日から適用する。